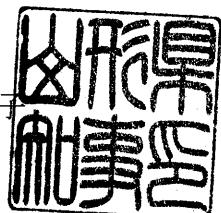


健企第1289号

令和元年11月7日

山形県個人情報保護運営審議会会長 殿

山形県知事 吉村 美栄子



個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について

山形県個人情報保護条例（平成12年10月山形県条例第62号）第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 個人情報の本人収集の原則の例外について（第5条第2項第9号関係）

【項目及び必要性は別紙1のとおり】

2 センシティブ情報の収集禁止の例外について（第5号第3項第3号関係）

【項目及び必要性は別紙2のとおり】

3 個人情報の利用及び提供の制限の例外について（第6条第1項第8号関係）

【項目及び必要性は別紙3のとおり】

個人情報の本人収集原則の例外事項
(条例第5条第2項第9号関係)

<審議会へ意見を聽く項目>

番号	事務名	収集先	本人以外から収集する必要性
1	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等 	<p>旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給の対象見込者は、既に高齢であったり、障がいを有していることなどから、同法が施行されたことや自身が対象となり得ることを知り得る状況にない可能性が高いことが考えられる。</p> <p>こうしたなかで、一人でも多くの方に一時金支給に係る情報をお知らせするために、対象見込者の現住所、現在の状況、家族状況等を把握する必要があり、これらの個人情報について、県が保有している情報をもとに、市町村から収集する必要がある。</p> <p>また、市町村から収集した情報をもとにお知らせをしていくにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者に係る個人情報を収集することが必要となる。</p>

(別紙2)

センシティブ情報の収集禁止の例外事項
(条例第5条第3項第3号関係)

<審議会へ意見を聞く項目>

番号	事務名	収集する個人情報	当該情報が必要不可欠である理由
2	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	社会的差別の原因となるおそれがある個人情報	旧優生保護法一時金支給法の個別のお知らせのために市町村から対象見込者に係る個人情報を収集するにあたり、対象見込者本人や家族の情報に関し社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集することが必要な場合がある。

個人情報の利用及び提供の制限の外事項

(条例第6条第1項第8号関係)

<審議会へ意見を聞く項目>

番号	事務名	提供先	目的外の提供の必要性
3	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への「個別のお知らせ」	・対象見込者の成年後見人又は親族 ・障害者支援施設等の施設長、民生委員等	<p>旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必要がある。</p> <p>この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者の情報を聞く必要があり、この際、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。</p> <p>また、成年後見人、親族に一時金支給の情報を伝える際にも、対象見込者の個人情報を提供することが必要となる。</p>

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律 概要

第1 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにする。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であって、施行日において生存しているもの。

- | | |
|--|--|
| ① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。) | ② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(①～②のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)
① 母体保護 ② 疾病の治療 ③ 本人が子を有することを希望しないこと。
④ ⑤のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。 |
|--|--|

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会: 厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)

※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

発令：平成31年4月24日号外法律第14号

最終改正：平成31年4月24日号外法律第14号

改正内容：平成31年4月24日号外法律第14号[令和1年6月24日]

○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

[平成三十一年四月二十四日号外法律第十四号]

[総務・厚生労働大臣署名]

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律をここに公布する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 一時金の支給（第三条—第十五条）

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会（第十六条—第二十条）

第四章 調査等及び周知（第二十一条・第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第三十条）

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に關し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であつて、この法律の施行の日（第五条第三項において「施行日」という。）において生存し

ているものをいう。

- 一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
- 二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十一号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
- 三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、ら（ハ）い（ハ）予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
- 四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（次に掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）
 - イ 母体の保護
 - ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療
 - ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

第二章 一時金の支給

（一時金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。

（一時金の額）

第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

（一時金に係る認定等）

第五条 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。

2 前項の一時金の支給の請求（以下単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

- 3 請求は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。
(支払未済の一時金)

第六条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかつたものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による一時金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。
3 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

(請求書の提出等)

第七条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣(当該請求が第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあっては、当該都道府県知事)に、次に掲げる事項を記載した請求書(以下この条及び次条において単に「請求書」という。)を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地(これらの事項が明らかでないときは、その旨)
- 三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)
- 四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

(都道府県知事による調査)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。次項及び第十条第一項において同じ。)にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。第二十五条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第十二条第三項において同じ。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)に対して、当該関

係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を厚生労働大臣に通知するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。
 - 一 第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県の知事
 - 二 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（厚生労働大臣による調査）

第九条 厚生労働大臣は、第五条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第十条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該請求者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

- 2 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二条第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があった旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(関係機関等の協力)

第十一條 関係機関は、第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(一時金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十二條 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第十三條 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十四條 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十五条 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会

(審査会の設置)

第十六条 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第十七条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 調査等及び周知

(調査等)

第二十一条 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等（第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。）に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

(この法律の趣旨及び内容についての周知)

第二十二条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章 雜則

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。

- 一 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。）（同号に該当するものを除く。）
- 二 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣、都道府県知事又は一時金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又はその遺族若しくは相続人の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十六条 第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十七条 厚生労働大臣は、一時金（第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第二十九条において「機構」という。）に委託することができる。

(旧優生保護法一時金支払基金)

第二十八条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。）に要する費用（一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

(交付金)

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

[以下、略]

子母発0424第1号
平成31年4月24日

各 都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）

昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に關し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成31年政令第160号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）とともに、本日施行されたところである。本法の内容等については、別途「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行について（平成31年4月24日厚生労働省子ども家庭局長通知）」で示しているところであるが、各都道府県における法の規定に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

なお、本通知は、「2. 相談支援」及び「10. 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。

記

1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の請求者については、その多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定される。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこと。

2. 相談支援

法第12条第2項において、「国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るために措置を適切に講ずるものとする」とされてお

り、同条第3項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされている。そのため、請求者が相談・請求をしやすい体制整備を都道府県において行うこと。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・一時金についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられる。

3. 請求の受付

(1) 請求書

(イ) 請求書への記載等

一時金支給の請求については、別添「様式1 旧優生保護法一時金支給請求書」により受け付けること。なお、欄内に記入しきれない場合には、別紙をつける等により対応すること。

円滑な支給認定を行うためには、優生手術等を受けた場所や経緯をなるべく詳細に把握することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、請求書への記載の必要性を説明し、具体的に優生手術等を受けた時期、場所、当時の状況（当時と氏名が異なる場合は当時の氏名を含む）、優生手術等を受けた理由・経緯を可能な限り詳細に記載してもらうこと。なお、「様式1」において記入が求められている事項以外にも、認定にあたって参考となる情報があれば、「5. (3) 優生手術等を受けた理由・経緯」の欄に記載すること。

(ロ) 住所欄への記載

法において、請求書には、住所又は居所を記載することとされていることから、「様式1」の住所欄には必ずしも住民票上の住所を記載する必要はないこと。また、住民票上の住所地と異なる都道府県に居住している場合には、居住実態のある都道府県で受け付けること。

(ハ) 押印

規則第2条第2項においては、請求書には署名又は記名押印をすることとされているため、自署した場合には、押印は不要であること。

(二) 請求にあたっての配慮

一時金支給の請求の意思が明確な場合は、請求書の記載事項に不備があり、又は添付書類に不足がある場合でも、原則、その場で受け付けること。その際、不足する書類等があれば、受付後に補正するという形で後日対応すること。

また、規則第7条において、本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに署名又は記名押印をするものとされていることを踏まえ、請求者の状況に応じて適切に対処すること。なお、請求者が職員とともに行う署名又は記名押印のための様式は特段定めていないので、適宜工夫すること。

(ホ) 郵送による請求

規則第10条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日(消印日)において請求がなされたものとみなすこととされているので、留意すること。

(2) 添付書類

請求書には、以下の書類を添付すること。なお、上述のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受け付け後、補正の形で添付書類を求める必要がある場合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないよう留意すること。

(イ) 書類の内容

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地(居所)が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

医師の診断書については、原則「様式2 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書」を利用するよう請求者に案内すること。なお、請求者がすでに診断書を取得済みの場合には、別の様式でも問題ないこと。

③領収書その他の診断書の作成に要する費用(診断に要する費用を含む。)の額が記載された書類

診断書の作成に要する費用の請求にあたっては、原則「様式3 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書」を利用するよう案内すること。なお、請求者がすでに領収書を取得している場合には、「様式3」のうち、申請に関する事

項のみ記載し、「4. 領収書欄」は空欄にした上で、取得済みの領収書とあわせて提出すれば足りること。なお、その際、取得済みの領収書に記載された診断料に保険適用のものが含まれていないことを確認すること。保険適用のものが含まれる場合には、受診した医療機関に対し、再度「様式3」の「4. 領収書欄」を医療機関にて記載してもらうよう求めること。

④金融機関の名称及び口座番号を明らかにできる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

⑤その他請求に係る事実を証明する書類

上述の診断書の他、一時金支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考え方の例)

- ・ 優生手術等の経緯についての関係者（親族等）からの証言
- ・ 戸籍謄（抄）本等の子どもがいないことを確認できる書類
- ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類
- ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類

等

(ロ) 委任状

「3. 振込を希望する金融口座」欄に請求者本人以外の者を口座名義人とする金融口座が記載されている場合には、当該口座名義人に対する一時金受取りの委任状を添付すること。

(ハ) 添付書類の省略

規則第9条においては、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、書類の添付を省略させることができるとされている。例えば、医師の診断書については、医師に手術痕を見せることにつき心理的ストレスが大きく医療機関の受診が困難な場合には、提出を求めないこととして差し支えない（その他の事由により医師の診断書の取得が困難な場合には、厚生労働省に相談すること）。ただし、医師の診断書については、優生手術等を実施した記録が都道府県や関係機関に残っていない場合に、一時金の支給認定にあたっての重要な資料となることから、請求者に必要性を説明した上で、可能な限り提出を求める。

なお、書類の添付を省略した場合は「様式4 旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」の該当欄に、省略した理由を記入すること。

4. 記録の調査・職員からの聴取

都道府県においては、請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行うこと。また、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求める。

なお、請求者が他の都道府県で優生手術等を受けた旨を請求書に記載してきたときは、記録の調査等は不要であるので、速やかに厚生労働省に進達すること。厚生労働省から当該他の都道府県に通知（「参考様式1 旧優生保護法一時金支給請求について（通知）」）するので、当該他の都道府県において、以下の（1）及び（2）に示すとおり記録等の調査を行うこと。

（1）都道府県の保有する記録の調査等

請求を受け付けた都道府県は、旧優生保護法施行規則に基づく優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施報告書等の書類やその他都道府県で作成している台帳等に関係する記録があるか確認すること。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の担当課に在籍していたなど当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、当該請求に関し、知っている事実の聴取を行うこと。

この際、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広に確認、報告すること。法第8条第1項及び第2項の報告は、必ずしも請求者本人のものと特定できなくても、報告するよう求める趣旨であること。

都道府県において把握した記録もしくは聴取した内容については、「様式4」の「別紙」に記載すること。

なお、本調査は及び報告は、個人情報の保護に関する各自治体の条例との関係では、法に基づく調査として整理されること。

（2）関係機関への調査依頼

都道府県は、請求を受け付けた場合には、都道府県の保有する記録の調査等と並行して、請求の内容から判断して、当該請求者の優生手術等の実施に関し、記録を保有している可能性のある管内の関係機関に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

請求の内容から、関係機関が必ずしも特定できるとは限らないが、この場合における調査方法については、個々の具体的な事例に応じて判断する必要があり、判断に悩む場合は、厚生労働省に相談すること。

調査においては、医療機関の場合にはカルテ（診療録）や優生手術申請書の写し等の書類、福祉施設の場合にはケース記録等、市町村の場合には面談記録等の確認を求める。また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、請求に関し、知っている事実の聴取を求める。この際、

「(1) 都道府県の保有する記録等の調査」の場合と同様、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広に提供を求める。関係機関への調査依頼は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について」(様式5及び様式6)により行うこと。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。

(3) 調査の中止等

規則第3条第2項において、都道府県における記録の調査の結果、請求者が一時金支給対象者に該当することを確認できる記録を保管していることが明らかとなつた場合には、関係機関に対する調査の依頼は行わない、又は中止することができる。

5. 厚生労働省に対する請求書等の進達及び調査結果の報告

請求書及び添付書類並びに都道府県の保有する情報の調査結果については、「様式4 旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」及び「様式7 旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について(区域内の関係機関が保有する情報の報告)」により速やかに厚生労働省に進達及び報告すること。

都道府県又は関係機関での調査の結果、確認された書類については、あわせて写しを添付すること。

なお、関係機関が保有する記録の調査等は、都道府県が保有する記録等の調査等と進捗状況が異なることが想定されるため、まずは「様式4」を提出し、追って、「様式7」を提出していただくことで差し支えない。

6. 厚生労働省等からの確認等の依頼

厚生労働省での確認や旧優生保護法一時金認定審査会における審査の過程で、関係機関への照会や本人への確認の必要性が生じた場合、適宜、都道府県に連絡するので、協力をお願いする。

7. 診断受診依頼

厚生労働省での確認や旧優生保護法一時金認定審査会における審査の過程で医師の診断書が必要となった場合は、その旨を請求者に通知(「参考様式2 診断受診依頼書」)することとしている。この場合、請求者に対しては、都道府県経由で通知することとするので、都道府県におかれでは、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

また、請求者が指定された医療機関を受診した場合には、診断書作成に要する費用(診断料を含む。)が支給されるため、都道府県において、「様式2 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書」の提出を求め、診断書とあわせて厚生労働省に送付すること。

8. 認定結果の通知

厚生労働大臣による認定の結果の請求者への通知は、「参考様式3 認定決定通知書」及び「参考様式4 不支給決定通知書」により、都道府県知事を通じて行うこととしている。都道府県におかれでは、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整をお願いする。

なお、支払いは独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から支払われ、振込後に請求者に対して振込済みの通知が送られる。認定決定通知書が通知されたにもかかわらず、支払いの時期（認定を行った月の翌月末日途）を過ぎても一時金の支給がなされない場合等、請求者から問い合わせがあれば、適宜厚生労働省に問い合わせること。

また、請求者が指定した金融機関の口座に機構から振り込めない場合等、支給に際して必要があるときは、厚生労働省から都道府県に連絡するので、都道府県において請求者との連絡・調整を行うこと。

なお、不認定となった場合には、行政不服審査法に基づき、請求者は厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（その旨は不支給決定通知書の中で教示する）ので、審査請求を希望する者から相談があった場合は、適宜の対応をお願いする。

9. 支払未済の一時金の申出

法第6条の規定により、対象者が請求後に死亡した場合に、その請求者が支給を受けるべき一時金でその支払いを受けていないもの（支払未済の一時金）があるときは、生計同一の遺族（遺族がいない場合は相続人）に支給することとされている。

支払未済の一時金について、支給を受けたい旨の相談があったときは、「様式8 支払未済の一時金の支給申出書」を提出する必要がある旨を案内すること。なお、申出書には以下の書類を添付すること。

- ①申出者の住民票の写しその他の住所、氏名、性別及び生年月日を確認できる書類
- ②旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- ③申出者が遺族の場合は、次に掲げる書類
 - イ 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との身分関係を証明することができる書類
 - ロ 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- ④申出者が相続人の場合は、相続人であることを証明することができる書類
- ⑤振込先の金融機関の名称及び口座番号を明らかにできる書類

10. 周知・広報

周知にあたっては、都道府県において、仮に優生手術等を受けた者を把握している場合においても、個々人の置かれている状況は様々であり、例えば、家族には一切伝えていない場

合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、一律に当該者に一時金の支給対象になり得る旨を個別に通知することは、慎重に考えるべきという立法過程における議論より、法にはそのための根拠となる規定は設けられていない。

したがって、各都道府県におかれでは、個別の通知を行わずとも、支給対象となり得る者に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行っていただきたい。

法第12条第1項においては、「国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第3項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとするとされている。これを踏まえ、例えば、以下のような取組が考えられるので、積極的な取組をお願いする。

- ・ 各種行政サービスの手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 都道府県や市町村の広報誌の活用、広報用リーフレットの配布
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての周知

以上

対象見込者への「個別のお知らせ」について

1 必要と判断した理由

- ・旧優生保護法一時金支給法には都道府県の役割として、「一時金支給手続等についての十分かつ速やかな周知」が規定（法第12条）。
- ・対象見込者は既に高齢であったり、障がいを有していることなどから、法律が施行されたことや自身が対象となり得ることを知り得る状況にない可能性が高いことが考えられる。
- ・こうしたなか、一人でも多くの方の請求に結びつくよう、県が把握している、過去に優生手術を実施したとの記録がある方には、一時金支給の情報を個別にお知らせしていく必要性があると判断。

2 知事による表明

- ・令和元年5月14日の定例記者会見において、知事が対象見込者へ個別にお知らせしていく方針を表明。

3 県の方針等

- ・「個別のお知らせ」にあたっては、取り扱う情報が旧優生保護法のもとで過去に優生手術を受けたとのセンシティブな情報であることを踏まえ、慎重に対応していく。
- ・「個別のお知らせ」は一律に行うものではなく、市町村、障害者支援施設等の施設長、民生委員等から提供を受けた情報から、お知らせすることにより対象見込者本人のプライバシーを侵害するおそれが高いと推測される場合には、お知らせすることはしない。

4 他県の状況

- ・報道によれば、対象見込者への「個別のお知らせ」を行っている、または行うこととしている県は岐阜県、兵庫県、鳥取県の3県
- ・いずれも個人情報保護条例に基づく審議会の答申を経て、「個別のお知らせ」を行っている。

※上記3県への聞き取りの結果、特に問題は生じていないとの情報を得ている。